

消防団を中核とした地域防災力の充実強化

令和5年3月24日(金)

総務省消防庁 国民保護・防災部 地域防災室

<目次>

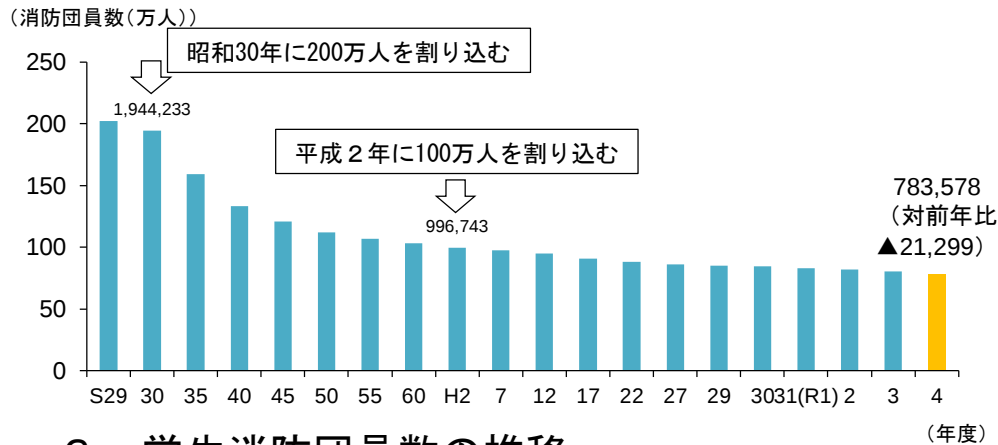
- 1 消防団の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 消防団員の処遇改善・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 消防団の充実強化に向けた近年の主な取組等・・・・・・ 1 4
- 4 住民防災関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3

1 消防団の現状

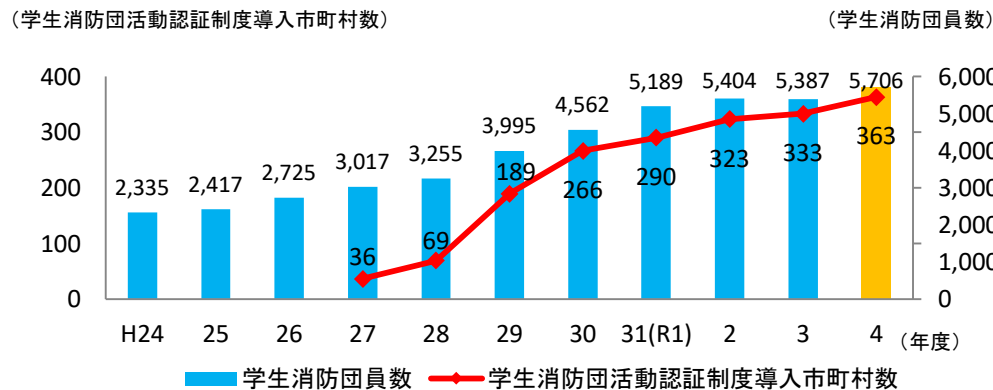
消防団の現状①

- R4.4.1時点の消防団員数は783,578人 (▲21,299人 (▲2.6%))。入団者数：33,445人、退団者数：54,744人
- 重点的に取り組んできた女性団員、学生団員および機能別団員については増加傾向。
 - ・ 女性団員 27,603人 (+286人 (+1.0%)) ※ 女性団員がいる消防団数は1,681団 (+13団)
 - ・ 学生団員 5,706人 (+319人 (+5.9%)) ※ 学生団員がいる消防団数は695団 (+27団)
 - ・ 機能別団員 32,118人 (+2,747人 (+9.4%)) ※ 機能別団員制度は665市町村で導入済 (+49市町村)

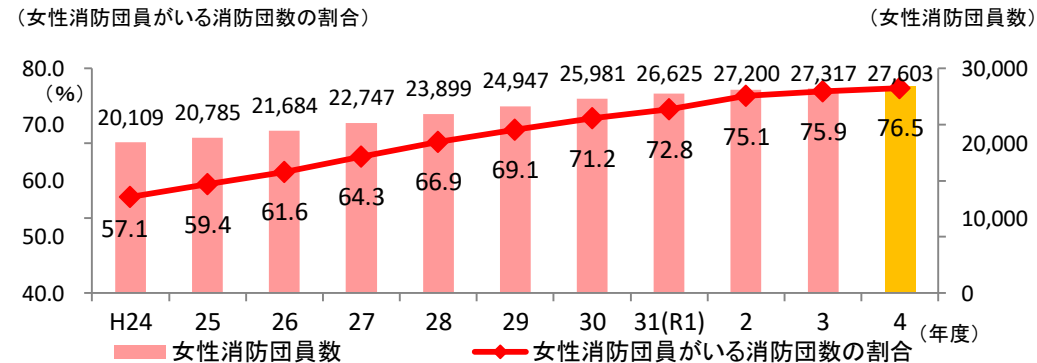
1 消防団員数の推移



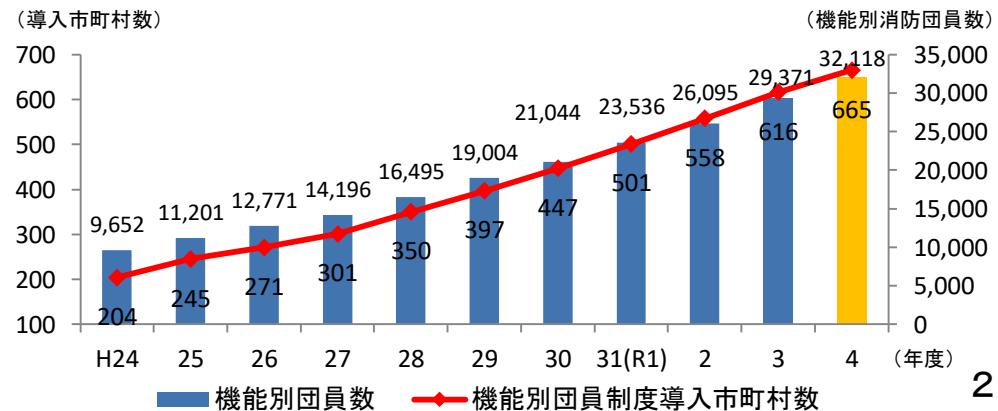
3 学生消防団員数の推移



2 女性消防団員数の推移



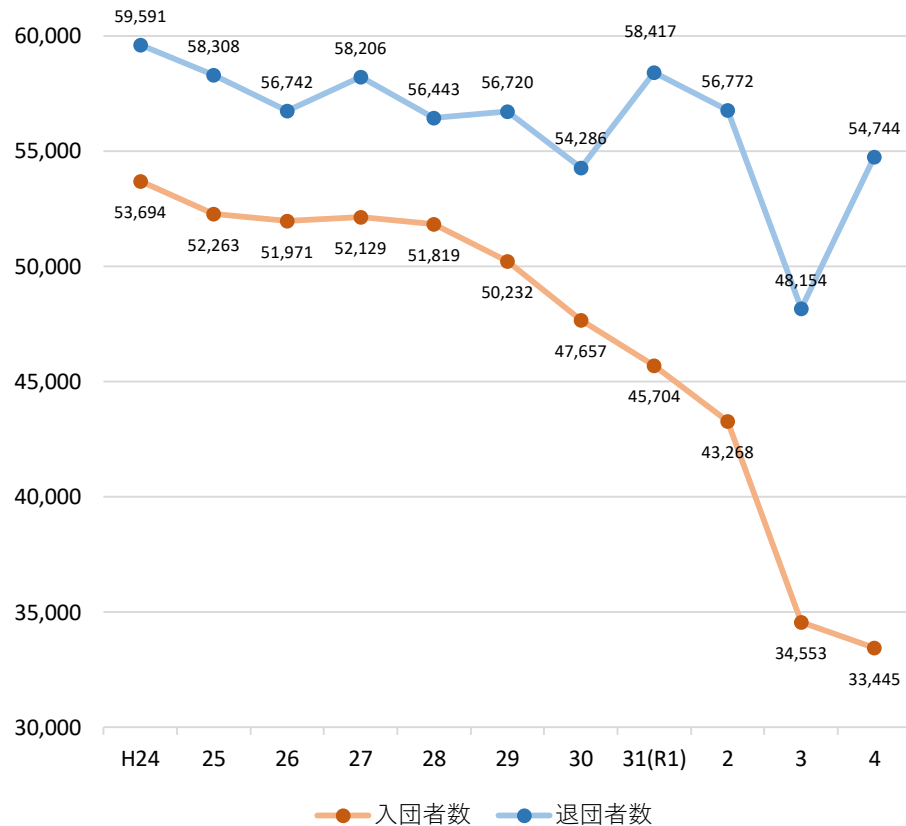
4 機能別消防団員数の推移



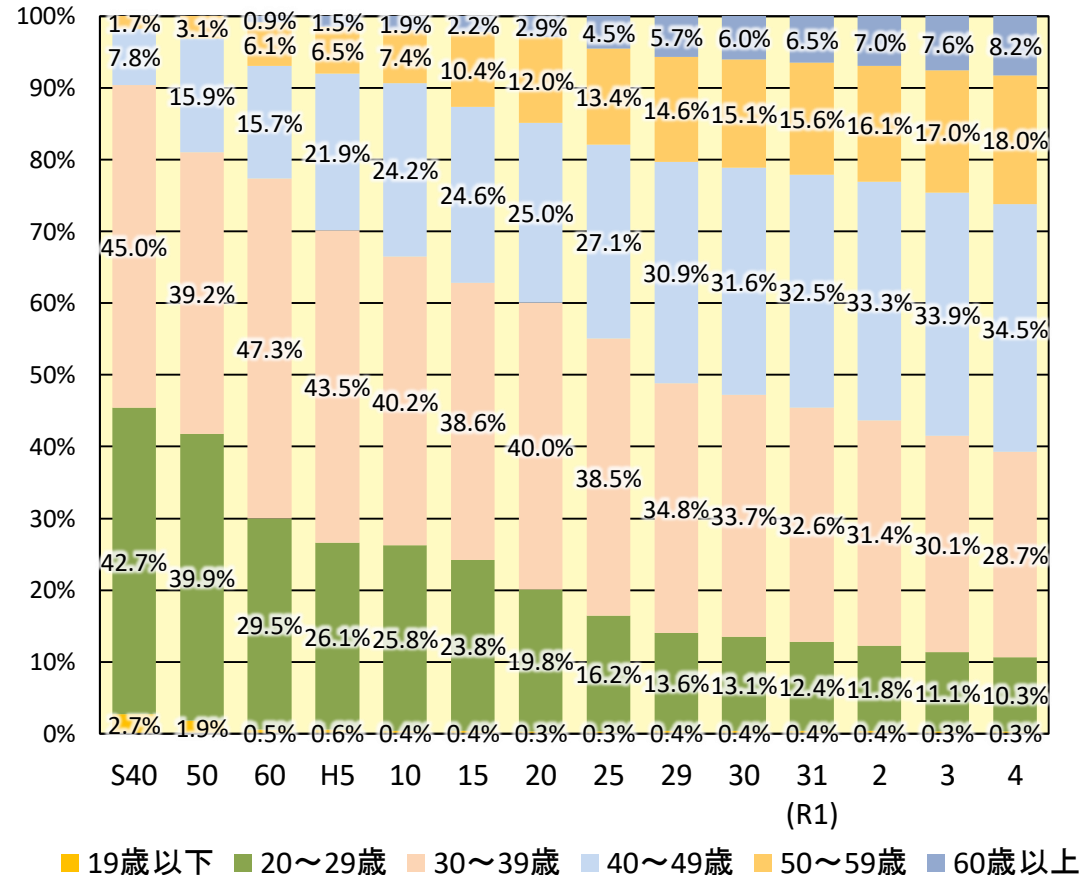
消防団の現状②

- R3に比べて消防団員数が大幅に減少している理由は、退団者数が増加し、入団者数が減少傾向にあること。（下図①）
- 年齢階層別に消防団員数を見ると、若年層の団員構成率が減少しており、30代以下は4割程度（39.3%）にとどまる。（下図②）

①入団者数及び退団者数の推移



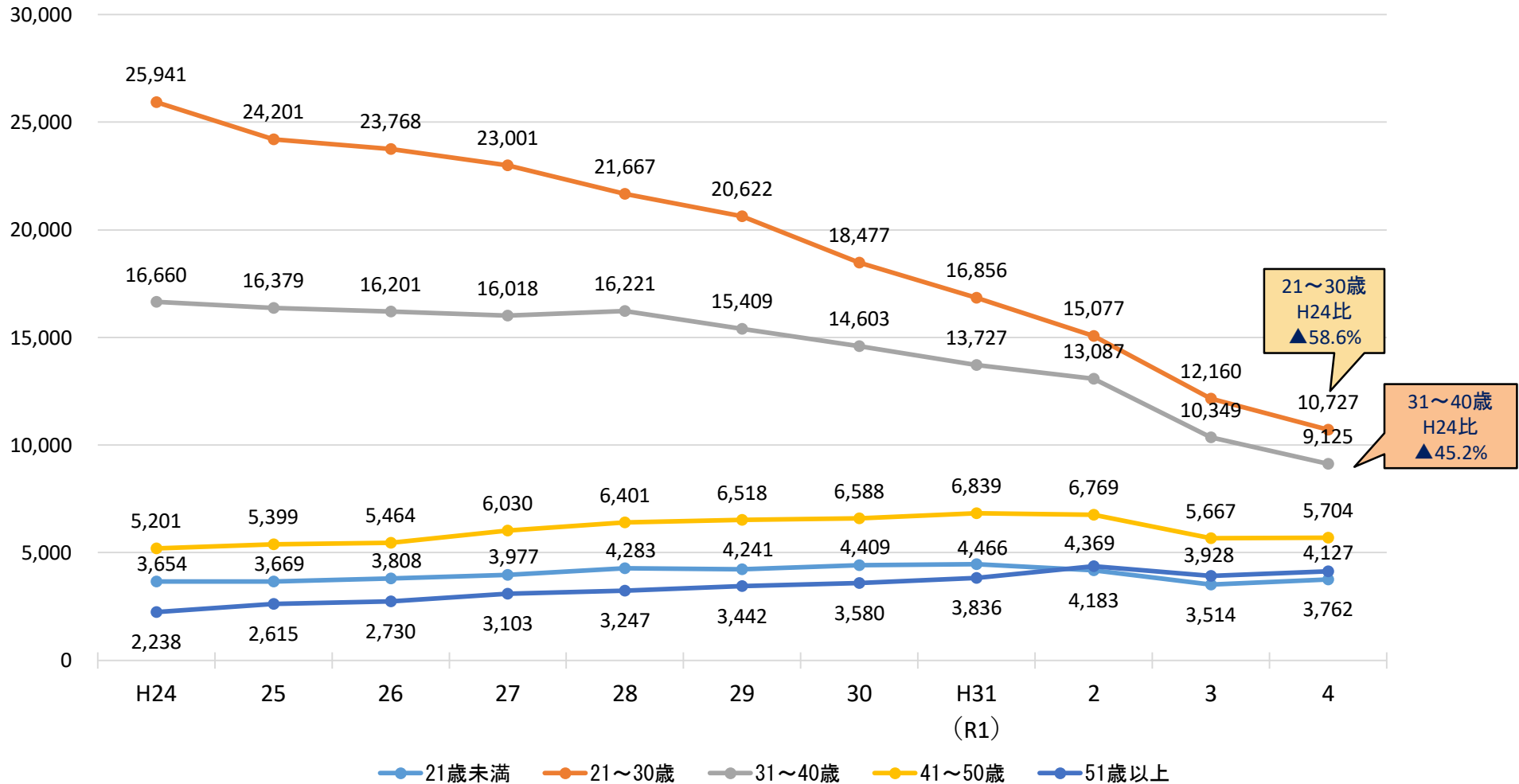
②年齢階層別消防団員数の推移



消防団の現状③

- 年齢階層別に入団者数を見ると、**若年層（20歳代、30歳代）の入団者数**は、**減少傾向**にある。
一方で、**40歳代及び51歳以上の入団者数**は、一定の水準で推移している。

年齢階層別入団者数の推移



2 消防団員の処遇改善

消防団員の処遇等に関する検討会

- 消防団員数が減少している状況を踏まえ、消防団員の確保策等を検討するため、令和2年12月に検討会を立ち上げた。
- 第4回までの検討会では、特に年額報酬や出勤手当などの処遇について議論され、4/9に中間報告書が取りまとめられた。それを踏まえて4/13に消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」を発出した。
- 第5回以降の検討会では、広報や訓練のあり方等、処遇以外の団員確保策について議論され、8/18に最終報告書を公表した。

1 目的

近年、消防団員数は減少の一途をたどり、特にこの2年は毎年1万人以上減少する危機的状況にある一方で、災害の多発化・激甚化が進み、消防団員一人ひとりの役割が大変重要なものとなっている。

こうした消防団員の労苦に報いるため、報酬・出勤手当をはじめとした団員の適切な処遇のあり方等について検討を行い、ひいては消防団員を確保することを目的として、検討会を開催するもの。

2 検討事項

- (1) 消防団員の報酬・出勤手当をはじめとした適切な処遇のあり方
- (2) 消防団員の加入促進 等

3 構成員（五十音順・敬称略）

○座長

室崎 益輝 （兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長）

○委員

秋本 敏文 （公益財団法人日本消防協会会長）

安達 由紀 （鳥取市消防団女性分団団員）

石橋 毅 （公益財団法人千葉県消防協会会長）

太田 長八 （東伊豆町長）

荻澤 滋 （消防庁国民保護・防災部長）

小出 譲治 （市原市長）

重川希志依 （常葉大学大学院環境防災研究科教授）

花田 忠雄 （神奈川県くらし安全防災局長）

山内 博貴 （全国消防長会総務委員会前委員長（京都市消防局長））

4 開催日程等

第1回 令和2年12月24日

第2回 令和3年2月9日

第3回 令和3年3月12日

第4回 令和3年3月29日

中間報告書取りまとめ 令和3年4月9日

第5回 令和3年5月17日

第6回 令和3年6月15日

第7回 令和3年6月30日

最終報告書公表 令和3年8月18日

「消防団員の処遇等に関する検討会」のポイント

検討会前半（消防団員の処遇改善）

- ・ 消防団員の確保に向け、団員の処遇改善について先議し、中間報告書を取りまとめ。
→消防庁において「報酬等の基準」を策定し、各地方公共団体に周知。（年額報酬36,500円／年（団員級）、出勤報酬8,000円／日（災害時））



団員確保のためには、処遇改善とあわせて、消防団に対する社会的理解が必要等の意見が多く出されたことから、検討会後半において幅広く消防団員確保策について議論

検討会後半（幅広い団員確保策）

平時の消防団活動のあり方

- ・ 地域の実態に即した**災害現場で役立つ訓練の更なる実践**
- ・ 操法本来の意義の徹底、**操法大会の点検、随時の見直し**



【辰野町消防団】
（長野県）
山火事を想定した
消火訓練を実施



【宮崎市消防団】
様々な災害に対応す
るため、舟艇訓練な
ど幅広い訓練を実施

消防団に対する理解の促進

- ・ 消防団の**存在意義**や**やりがい**が伝わる**広報展開**の必要性
- ・ 若年層に向けた**広報の更なる充実**



【加入促進広報の例（広島市消防団）】
プロスポーツチームの試合会場における
消防団のPRなど、地域に根付いた企業と
連携した広報活動

幅広い住民の入団促進

- ・ 被用者、女性、大学生の入団促進
- ・ **将来の担い手育成**の充実（高校生等へのアプローチ）
- ・ **団運営における幅広い意見交換、市町村・地域住民との連携**

装備等の充実

- ・ 風水害など多様な災害に対応できる**装備の充実**
- ・ 団活動に必要な**知識や技術**の習得



団員数の確保、ひいては地域防災力の一層の充実・強化を図る

消防団員の確保に向けた主な対策<①消防団員の処遇改善>

令和3年度まで

1. 年額報酬

《地方交付税単価：「団員」階級36,500円/年》※
※人口に基づく標準的な額を普通交付税により措置

年々、改善傾向にはあるものの、36,500円以上を支払っている団体はR2.4.1時点で約28%（492団体）（平均額：30,925円/年）

年額報酬（階級：団員）	市町村数	
	H27	R2
支給なし	3（0.2%）	0（0.0%）
1～10,000円未満	35（2.0%）	6（0.3%）
10,000～20,000円未満	377（21.7%）	363（20.9%）
20,000～30,000円未満	576（33.1%）	562（32.3%）
30,000～36,500円未満	313（18.0%）	316（18.2%）
36,500円以上	435（25.0%）	492（28.3%）

2. 出動手当

《地方交付税単価：7,000円》※
※人口に基づく標準的な額を普通交付税により措置

費用弁償という位置づけであり、支給額は各市町村によって様々

<各市町村が行っている支給の方法>

- ・1回あたり定額を支給（風水害等に係る出動の平均額：2,730円/回）
- ・昼夜で額を分けて支給
- ・部や分団単位で支給
- ・年額で支給
- ・支給しない
- 等

3. 支給方法

個人に直接支給している団体はR2.4.1時点で約36%（606団体）

支給方法	団体数（割合）
個人に直接支給	606（36.0%）
団（分団・部等を含む）経由で個人に支給	369（21.9%）
団（分団・部等）に支給	382（22.7%）
上記の組み合わせ	326（19.4%）

令和4年度以降

「報酬等の基準」を策定

1. 年額報酬

➤ 年額によって支払われる報酬

「団員」階級の者については、年額36,500円を標準額とする

《地方交付税単価：「団員」階級36,500円/年》※

※団員階級の団員については、実際の支払額に応じた額を普通交付税等により措置
団員階級以外の団員については、人口に基づく標準的な額を普通交付税により措置

2-1. 出動報酬

➤ 出動に応じて支払われる報酬

災害に関する出動については、1日あたり8,000円を標準額とする

2-2. 費用弁償

➤ 出動に伴う実費

出動に伴う実費（旅費、ガソリン代等）は別途措置する

《地方交付税単価：災害時→実績に応じた額、訓練等→3,500円》※

※災害に係る出動報酬及び費用弁償については、実績に応じた額を特別交付税により措置
（報酬等の基準以上の金額を定めている場合は、出動報酬の上限を8,000円/回として所要額を計算）
※訓練等に係る出動報酬については、従前どおり人口に基づく標準的な額を普通交付税により措置

3. 支給方法

団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する

消防団活動に伴う報酬が引き上げられ、確実に本人に支給されることで、消防団員本人のモチベーションや納得度の向上、また、団員の家族の理解を得ることにつながる

消防団員の報酬等に係る地方財政措置<①消防団員の処遇改善（参考1）>

消防団員の報酬等の処遇改善

令和3年度まで

1. 年額報酬

年々、改善傾向にはあるものの、36,500円以上を支払っている団体はR2.4.1時点で約28%（492団体）

2. 出動手当

費用弁償という位置づけであり、支給額は各市町村によって様々

令和4年度以降

※「消防団員の報酬等の基準」を令和4年度から適用

1. 年額報酬

「団員」階級の者については、年額36,500円を標準額とする

2. 出動報酬

災害に関する出動については、1日あたり8,000円を標準額とする

地方財政措置の見直し

※普交＝普通交付税、特交＝特別交付税

令和3年度まで

1. 年額報酬

○普交：人口に基づく標準的な団員数に応じた額
《地方交付税単価：「団員」階級36,500円/年》

○特交：上記の団員数の2倍超の団員がいる団体に、
決算額と上記普交措置額との差額の0.5を措置

《課題》 実際の団員数が標準的な団員数より多い市町村は、報酬単価を標準額に引き上げると財政負担が過重となってしまう。

2. 出動手当

○普交：人口に基づく標準的な団員数に応じた額
《地方交付税単価：7,000円/回》

○特交：なし

令和4年度以降

1. 年額報酬等※1

○普交：標準額支払団員数（年額報酬支払総額（団員数×単価）を36,500円で除した数）に応じた額が、人口に基づく標準的な団員数に応じた額の0.5倍～2倍の団体については、当該標準額支払団員数に応じた額

※1 被服費等についても標準額支払団員数に応じて普交措置

※2 2倍超の団体については2倍超の部分を下記の特交で措置

※3 0.5倍を最低保障（5年間の激変緩和措置を講じR4は0.9倍を措置）

○特交：標準額支払団員数に応じた額が人口に基づく標準的な団員数に応じた額の2倍を超える部分に係る経費について、上記普交措置額との差額の0.5を措置

2. 出動報酬

○普交：訓練等に係る出動について従前どおり措置

○特交：災害に係る出動について実績に応じた額を措置

消防団員の報酬等に係る課税関係<①消防団員の処遇改善（参考2）>

○ 令和4年度以降の消防団員の報酬等に係る課税関係については、以下のとおり。

令和3年度まで

1. 年額報酬

※「団員」階級の平均額(R2) : 30,925円/年

⇒年5万円以下のものは**非課税**
(年5万円を超えるものは**課税**)

2. 出動手当

※災害時の出勤平均額(R2) : 2,730円/回

⇒費用弁償のため、**非課税**



令和4年度以降

1. 年額報酬

※「団員」階級の標準額 : 36,500円/年

⇒年5万円までの部分は、費用弁償のため、**非課税**
(年5万円を超える部分は**課税**)

2-1. 出勤報酬

※災害時の出勤の標準額 : 8,000円/日

※災害以外の出動 : 出勤の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案して、標準額と均衡のとれた額
((参考)交付税単価 : 3,500円/回)

⇒以下の部分は、費用弁償のため、**非課税**
・**災害出動 : 8,000円/日まで**
・**災害以外の出動 : 4,000円/日まで**
(上記を超える部分は**課税**)

2-2. 費用弁償（出動に伴う交通費）

⇒**非課税**

消防団員の処遇改善に係る対応状況（令和４年４月２８日公表）

（R4.4.1時点）

都道府県	団体数	年額報酬		出動報酬		直接支給			
		年額報酬		出動報酬		年額報酬		出動報酬	
		36,500円以上 団体数	割合	8,000円以上 団体数	割合	対応 団体数	割合	対応 団体数	割合
北海道	179	164	91.6%	179	100.0%	173	96.6%	173	96.6%
青森県	40	23	57.5%	28	70.0%	17	42.5%	18	45.0%
岩手県	33	15	45.5%	15	45.5%	16	48.5%	18	54.5%
宮城県	35	32	91.4%	34	97.1%	35	100.0%	35	100.0%
秋田県	25	7	28.0%	11	44.0%	16	64.0%	15	60.0%
山形県	35	13	37.1%	11	31.4%	28	80.0%	25	71.4%
福島県	59	42	71.2%	42	71.2%	39	66.1%	38	64.4%
茨城県	44	18	40.9%	19	43.2%	27	61.4%	22	50.0%
栃木県	25	25	100.0%	18	72.0%	20	80.0%	19	76.0%
群馬県	35	26	74.3%	11	31.4%	21	60.0%	15	42.9%
埼玉県	63	63	100.0%	35	55.6%	60	95.2%	57	90.5%
千葉県	54	26	48.1%	31	57.4%	37	68.5%	33	61.1%
東京都	40	36	90.0%	15	37.5%	36	90.0%	34	85.0%
神奈川県	33	31	93.9%	29	87.9%	33	100.0%	32	97.0%
新潟県	30	15	50.0%	17	56.7%	20	66.7%	18	60.0%
富山県	15	15	100.0%	15	100.0%	15	100.0%	15	100.0%
石川県	19	19	100.0%	19	100.0%	17	89.5%	18	94.7%
福井県	18	1	5.6%	3	16.7%	18	100.0%	18	100.0%
山梨県	27	1	3.7%	1	3.7%	17	63.0%	14	51.9%
長野県	77	38	49.4%	40	51.9%	44	57.1%	41	53.2%
岐阜県	42	37	88.1%	41	97.6%	42	100.0%	42	100.0%
静岡県	35	28	80.0%	25	71.4%	32	91.4%	28	80.0%
愛知県	54	43	79.6%	35	64.8%	46	85.2%	47	87.0%
三重県	29	21	72.4%	24	82.8%	21	72.4%	21	72.4%

都道府県	団体数	年額報酬		出動報酬		直接支給			
		年額報酬		出動報酬		年額報酬		出動報酬	
		36,500円以上 団体数	割合	8,000円以上 団体数	割合	対応 団体数	割合	対応 団体数	割合
滋賀県	19	12	63.2%	12	63.2%	18	94.7%	18	94.7%
京都府	26	22	84.6%	20	76.9%	16	61.5%	17	65.4%
大阪府	43	37	86.0%	35	81.4%	35	81.4%	35	81.4%
兵庫県	41	11	26.8%	12	29.3%	34	82.9%	28	68.3%
奈良県	39	25	64.1%	8	20.5%	23	59.0%	18	46.2%
和歌山県	30	19	63.3%	25	83.3%	23	76.7%	21	70.0%
鳥取県	19	16	84.2%	12	63.2%	9	47.4%	8	42.1%
島根県	19	7	36.8%	7	36.8%	8	42.1%	7	36.8%
岡山県	27	8	29.6%	6	22.2%	13	48.1%	10	37.0%
広島県	23	12	52.2%	15	65.2%	17	73.9%	17	73.9%
山口県	19	13	68.4%	13	68.4%	10	52.6%	10	52.6%
徳島県	24	3	12.5%	4	16.7%	2	8.3%	2	8.3%
香川県	17	16	94.1%	16	94.1%	12	70.6%	12	70.6%
愛媛県	20	20	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	20	100.0%
高知県	34	28	82.4%	23	67.6%	20	58.8%	20	58.8%
福岡県	60	43	71.7%	37	61.7%	37	61.7%	36	60.0%
佐賀県	20	2	10.0%	2	10.0%	6	30.0%	5	25.0%
長崎県	21	21	100.0%	20	95.2%	13	61.9%	15	71.4%
熊本県	45	38	84.4%	37	82.2%	23	51.1%	27	60.0%
大分県	18	5	27.8%	6	33.3%	15	83.3%	14	77.8%
宮崎県	26	22	84.6%	20	76.9%	11	42.3%	13	50.0%
鹿児島県	43	43	100.0%	41	95.3%	38	88.4%	39	90.7%
沖縄県	41	26	63.4%	24	58.5%	41	100.0%	41	100.0%
（参考）全国計	1,720	1,188	69.1%	1,113	64.7%	1,274	74.1%	1,229	71.5%

消防団員の確保に向けた主な対策<②時代に即した新たな消防団づくり>

防災教育の充実

- 幼少期から防災意識を高めてもらうとともに、将来の消防団の担い手育成を行うため、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において消防団員等が防災教育を実施するよう文科省と連携して、地方の消防部局＋教育委員会に対し働きかけ
- ※「第3次学校安全の推進に係る計画」（R4.3閣議決定）に、学校等と連携した消防団員等による防災教育の推進が明記
- ※R4年度カリキュラムの策定に間に合うよう、R3.12に総務省消防庁から各地方公共団体の消防部局に、文科省から各地方公共団体の教育委員会や私立学校担当部局に実施依頼済
（全国消防長会、日本消防協会からも同様の通知を発出済）



消防団の力向上モデル事業

- 若手団員が加入するような消防団となるよう、各消防団・市町村の創意工夫を促すため、全額国費によるモデル事業（消防団の力向上モデル事業）をR4年度当初予算で創設（2.5億円）
- 1年間かけて、優良事例を集め、横展開を行うことで、全国の消防団の更なる向上を促していく

<想定しているモデル事業の例>

- ・防災教育の実施 ・企業・大学等と連携した消防団加入促進
- ・子供連れでも活動できる消防団の環境づくり ・災害現場で役立つ訓練の普及
- ・消防団の確保を含めた地域防災力の充実強化につながる取組



装備の充実

- 消防団の救助用資機材等に対する補助金や無償貸付、消防団車両の無償貸付事業を実施し、火災以外の災害にも対応できる消防団づくりを推進



救助用資機材等搭載
多機能消防車



排水ポンプ



ボート



救命胴衣等



チェーンソー

消防団員の確保に向けた主な対策<③若年層、被用者など幅広い住民の入団促進>

消防団加入促進キャンペーン

- 若年層が興味を持つようなタレント等を起用した加入促進キャンペーン広報を実施（毎年1月～3月）
- これらをYouTubeや電車内ビジョン等、若者が触れるような媒体で広報し、消防団に対する若者の関心を惹起

R4年度キャンペーンの例

〈消防団員入団促進ポスター〉

〈消防団員入団促進動画〉



- 各都道府県、市町村においてもこれらのポスター等を利用してもらい、新年度に向けた加入促進を実施

オンラインを活用した加入促進

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの団体において消防団への加入促進活動が停滞したことを踏まえ、コロナ禍においても活用可能なオンラインによる加入方法等について周知

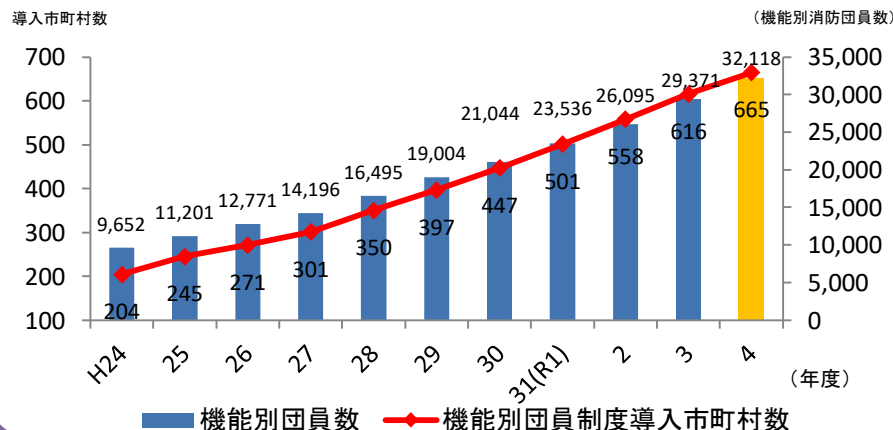
<東京消防庁の例>

スマートフォン等のインターネット環境を通じて、時間を気にせずいつでも簡単に入団のエントリーができる手法を構築



機能別消防団・分団の充実

- 多様な形で消防団活動に参画できるよう、大規模災害のみの活動や、火災予防・広報活動のみに従事するなどの機能別消防団・分団の創設を要請



企業・大学等への働きかけ

- 被用者や学生等の加入促進に向け、総務省消防庁・都道府県・市町村それぞれが企業・大学等を訪問し、消防団協力事業所への参画や学生消防団認証制度の普及等、消防団活動への理解・協力を要請

<総務省消防庁消防団協力事業所(次のすべてを充足)>

- ・市町村消防団協力事業所の認定を受けていること
- ・消防団員が従業員の概ね1割以上いること(最低5人以上)
- ・消防団活動への配慮に関して内規等に定めていること 等



消防庁マーク(ゴールドマーク)

<学生消防団活動認証状>

〇〇市(町村) 学生消防団活動認証状

〇〇 〇〇様

あなたは、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたので、その功績を認証いたします。
(活動内容)

令和〇〇年〇月〇日

〇〇市(町村)長 〇〇 〇〇 印

3 消防団の充実強化に向けた 近年の主な取組等

消防団協力事業所表示制度等について

事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることで、地域における防災体制が一層充実する仕組み。

認定要件

＜ 市町村消防団協力事業所（次のいずれかに該当すること） ＞

※市町村によって要件は異なるが、概ね次のとおり

- ・従業員が消防団に相当数入団していること
- ・従業員の消防団活動に積極的に配慮していること
- ・災害時に資機材等を消防団に提供するなど協力していること
- ・従業員による機能別分団等を設置していること 等

市町村マーク(シルバーマーク) ⇒



＜ 総務省消防庁消防団協力事業所（次のすべてを満たすこと） ＞

- ・市町村消防団協力事業所の認定を受けていること
- ・消防団員が従業員の概ね1割以上いること(最低5人以上)
- ・消防団活動への配慮に関して内規等に定めていること 等

消防庁マーク(ゴールドマーク) ⇒

※ 総務省消防庁消防団協力事業所数 785事業所



自治体による支援策の実施状況

〈都道府県 28団体〉

①金融 5県

- ・県制度融資信用保証料割引（宮城、福島、山梨）
- ・中小企業振興資金における貸付利率の優遇（長野）
- ・中小企業制度融資（山梨、島根）

②入札 23府県

- ・入札参加資格の加点 ・ 総合評価落札方式の加点 など

（青森、宮城、山形、群馬、埼玉、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、京都、島根、広島、山口、徳島、高知、福岡、長崎、熊本、宮崎）

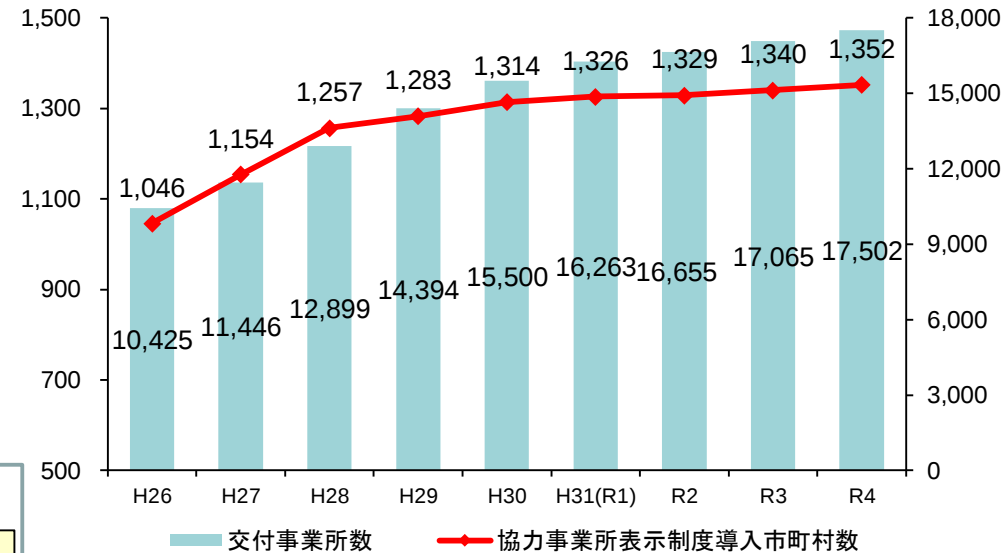
③その他 16県

- ・消防団員雇用貢献企業報奨金制度（岐阜）
- ・表彰制度
（宮城、秋田、千葉、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、三重、広島、山口、徳島、愛媛、長崎）
- ・都道府県主催防災士養成講座の受講（愛媛）

消防団協力事業所表示制度導入市町村数・市町村消防団協力事業所数の推移

制度導入市町村

市町村協力事業所数



調査対象：1,719市町村（東京都特別区は一つの市町村として計上）

〈市町村 389団体〉

①入札 264市町村

- ・入札参加資格の加点 ・ 総合評価落札方式の加点 など

②その他 138市町村

- ・消防団協力事業所報償金制度
- ・防災行政無線戸別受信機の無償貸与
- ・表彰制度
- ・広報誌広告掲載料の免除
- ・消火器の無償提供
- ・防災ラジオの無償貸与

学生消防団活動認証制度（平成26年11月～）

真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学校生等について、市町村がその実績を認証し、就職活動を支援することを目的とする。

【学生消防団活動認証制度の導入状況（R4.4.1時点）】

時点	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1
導入済団体	69	189	266	290	323	333	363

制度の概要

認証対象者

- 1年以上の活動実績
- 在学中又は大学等を卒業して3年以内

市（町村）長

（認証の可否について審査）

「学生消防団活動認証状」及び
「学生消防団活動認証証明書」の交付

「学生消防団活動認証決定通知書」の交付

学生消防団員

消防団長

企業

就職活動時に「学生消防団活動認証証明書」を提出

消防庁様式

学生消防団活動認証状

〇〇市（町村）学生消防団活動
認証状

〇〇 〇〇 様

あなたは、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたので、その功績を認証いたします。
（活動内容）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市（町村）長 〇〇 〇〇 印

（消防庁様式）

学生消防団活動認証証明書

〇〇市（町村）学生消防団活動
認証証明書

下記の者は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたことにより、〇〇市（町村）学生消防団活動認証制度により認証を受けた者であることを証します。

（氏 名） 〇〇 〇〇
（生年月日） 平成 年 月 日
（活動内容）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市（町村）長 〇〇 〇〇 印

（消防庁様式）

消防団等充実強化アドバイザーの派遣

○概要等

地方公共団体等の要請に基づき、消防団等充実強化アドバイザーを当該地方公共団体等に派遣して、消防団への加入促進、消防団の充実強化及び活性化等の方策等について助言を行う制度。

アドバイザーは、地方公共団体等の推薦を受け、消防団の充実強化等に関する豊富な知識又は経験を有する者を認定。

○派遣実績

令和４年度：51件（予定） 令和３年度：22団体、令和２年度：７団体、令和元年度：27団体

消防団等充実強化アドバイザー(令和4年10月4日現在)

	都道府県	氏名	所属団体・役職名		都道府県	氏名	所属団体・役職名
1	青森県	オキタ タカシゲ 沖田 隆成	(元)南部町消防団長	15	三重県	サクラガワマサコ 櫻川 政子	津市消防団 津方面団デージー分団 分団長
2		サトウ ユキコ 佐藤 裕貴子	(元)青森市青森消防団 本団分団長	16	大阪府	オオモリ ヨシオ 大森 良男	(元)堺市消防局・堺市高石消防署 署長
3		タナカ シゲコ 田中 茂子	(元)青森市青森消防団 本団分団長	17	岡山県	サコ ヨシツグ 左居 喜次	(元)美咲町消防団長
4	茨城県	ヨネカワ ユキオ 米川 幸雄	阿見町消防団・顧問	18		クズハラ ヨシフミ 葛原 佳史	美咲町消防団員
5		ヤマモト 山本 みゆき	(元)阿見町消防団女性部・部長	19	広島県	カミムラ トキエ 神村 登紀恵	広島市西消防団 副団長
6		イトウ コノム 伊藤 好	筑西広域市町村圏事務組合消防本部 消防次長	20		ヤナギサコチョウソウ 柳迫 長三	一般社団法人ひろしま防災減災支援協力代表理事 広島市防災土ネットワーク代表世話人 (元)広島市消防局職員
7	群馬県	サトウ カツミ 佐藤 勝美	(元)財団法人草加市体育協会常務理事	21		ヒラタ ノブオ 平田 信夫	(元)広島市安佐南消防団 団長
8		オリモ アヤコ 折茂 綾子	藤岡市消防団第10分団 部長	22		カツミヤ アキラ 勝宮 章	(元)呉市消防局長
9	千葉県	タナベ シゲル 田邊 茂	長生郡市広域市町村圏組合消防団 消防団長	23	愛媛県	イシマル 石丸 ちえみ	松山市消防団 部長
10	神奈川県	マルヤマ マサミ 丸山 正美	(元)横浜市消防局総務部消防団課/保土ヶ谷消防団本部アドバイザー	24		タマイ イサオ 玉井 公	松山市消防局 地域消防推進課 主幹
11		ホリシタ キヨミ 堀下 清美	(元)横浜市消防局女性消防団員指導者	25	福岡県	オオタ カズヒロ 太田 和弘	北九州市若松消防署 警防課 警防第三担当課長
12	新潟県	マルヤマ ヨウタロウ 丸山 洋太郎	長岡市消防団本部 副分団長	26		ウチムラ ミユキ 内村 美由紀	北九州市八幡東消防団 副団長
13	長野県	イガラシ ユキオ 五十嵐 幸男	公益財団法人 長野県消防協会 参与	27	熊本県	ナガハマ ミカ 長濱 美香	平国女性分団 団員(ラッパ隊長)
14	愛知県	カトウ ミノル 加藤 實	成蹊大学非常勤講師				

消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）の概要

○補助金の趣旨

災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るため、消防団への救助用資機材等の整備を促進することを目的。近年の災害頻発、3か年緊急対策の実績を踏まえ、5か年加速化対策においても、大規模災害に対応できるよう支援。

○補助率

1／3（地方負担分2／3に特別交付税措置（措置率0.8）を講じている。（市町村分に限る。））

○補助対象事業者

都道府県（消防学校で使用するものに限る。）

市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）

○予算額

令和4年度補正予算 2.5億円（令和3年度補正予算2.5億円）

【補助対象資機材】各市町村で、必要な資機材の種類、個数を選択可



AED



油圧切断機



エンジン
カッター



チェーンソー



切創防止用
保護衣等(※)



ジャッキ



水のう



多機能型ノズル



ドローン



水中ドローン



発電機



投光器



排水ポンプ



ボート



救命胴衣等(※)



トランシーバー
(デジタル簡易無線機を含む。)



高視認性
活動服



高性能
防火衣



高視認性
雨衣



高視認性
防寒衣

※ 救命胴衣等とは、救命胴衣のほか、浮環、フローティングロープをいう。

また、切創防止用保護衣等とは、切創防止用保護衣のほか、耐切創性手袋、防塵メガネ、防塵マスクをいう。

追加資機材

地域防災力の中核となる消防団の充実強化に向けた取組事項について（概要）

（令和4年12月23日付け消防地第635号消防庁長官通知）

- 令和4年4月1日現在で、消防団員数は783,578人（前年度より21,299人減）と、初めて80万人を下回る危機的な状況。
- 特に若年層の入団者数の減少が著しいため、報酬等の処遇改善や、女性・学生・被用者を含む幅広い住民の入団促進により、消防団員の確保に努める必要があることから、今後、地方公共団体において、スピード感を持って、特に重点的に取り組んでいただきたい事項をまとめたもの。

1. 報酬等の処遇改善

- ・ 総務省消防庁において「非常勤消防団員の報酬等の基準」（令和3年4月13日付け消防地第171号）を定め、各市町村が負担する消防団員の報酬等に係る財政需要を的確に反映するよう、地方交付税措置の見直しを行ったところ、**令和4年4月1日時点で、基準を満たす市町村が約7割**となった。
- ・ いまだ**処遇改善に対応できていない市町村においては、遅くとも今年度末までに対応**すること。
- ・ 報酬等の直接支給については、「消防団員に直接支給される報酬等に係る不適切な取扱いについて」（令和4年8月9日付け消防地第471号）により通知しているとおり、**基準の趣旨を逸脱する不適切な取扱いを把握した場合は、早急に是正**すること。

2. 幅広い住民の入団促進

- ① 消防団の入団促進広報の実施
 - ・ 各都道府県・市町村においても、引き続き総務省消防庁と連携した広報の実施及び**若年層の加入促進に向け、SNSやYouTube等を活用した広報を実施**すること。
 - ・ **オンライン加入フォームの整備を検討**すること。
- ② 女性の入団促進
 - ・ 第5次男女共同参画基本計画において、**女性消防団員の割合について10%を目標としつつ、令和8年度末まで当面5%とする目標**を掲げている。
 - ・ 女性消防団員の割合が、5%に満たない消防団においては早急に5%以上となるよう、また5%を超えている団体においては10%以上となるよう引き続き取り組むこと。
 - ・ 特に、**女性消防団員がいない消防団を所管する市町村においては、今年度中に女性が入団するよう取り組む**こと。
- ③ 学生の入団促進
 - ・ 学生消防団員をさらに増加させるため、学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所として大学等を認定するなど、既存制度の活用を進めること。
 - ・ 学生の入団促進施策の推進に当たっては、**市町村と大学等の事務局とが連携することが有効であると考えられることから、積極的に推進**すること。
 - ・ **高校生についても、学業との両立に留意しつつ、地域の実情に応じて機能別分団等への入団や少年消防クラブへの加入**について積極的に検討すること。
- ④ 機能別団員・機能別分団の活用
 - ・ 機能別団員・機能別分団を**未導入の市町村にあっては**、全国の他の事例を参考に基本団員の確保と併せて、積極的に**導入に向けて検討**すること。
- ⑤ 被用者の入団促進
 - ・ 都道府県及び市町村にあっては、**市町村消防団協力事業所に対する総合評価方式における加点等の優遇策の創設等に取り組む**こと。
 - ・ 協力事業所と連携した機能別団員・機能別分団の創設、例えば協力事業所の従業員を機能別団員とすることや協力事業所分団の創設なども積極的に検討すること。
 - ・ さらに、地域社会と緊密な関係を持つ**日本郵便株式会社と連携した消防団への入団促進についても積極的に検討**すること。

3. 地域防災力の充実強化に向けた新たな取組

- ① 消防団員・自主防災組織員等による防災教育の推進
 - ・ 消防団活動に対する理解、ひいては将来の地域防災力の担い手を育成するためにも有効であることから、消防団員等が参画する体験的・実践的な防災教育の推進に取り組むよう依頼している。
 - ・ 今年度、**消防団員等が参画する防災教育が未実施である市町村においては、来年度積極的に取り組む**こと。
- ② 「消防団の力向上モデル事業」の実施
 - ・ 社会環境の変化に対応した消防団運営の促進が必要であることを踏まえ、地方公共団体や消防団の創意工夫を促すため、令和5年度も全額国費による「消防団の力向上モデル事業」を引き続き実施する。
 - ・ 特に、令和5年度は、事業の**上限額を1事業当たり500万円に増額することから、予算規模の大きな事業についても積極的に実施を検討**すること。
- ③ 「自主防災組織等活性化推進事業」の実施
 - ・ 地域防災力の充実強化のためには、自主防災組織等の活性化も不可欠であることから、地方公共団体が行う自主防災組織等の活性化に関する施策を支援するため、**令和5年度から全額国費による「自主防災組織等活性化推進事業」を実施**する。
 - ・ **自主防災組織等をより活性化させるための取組が幅広く対象**となるので、本事業の**積極的な活用を検討**すること。
- ④ 消防団活動におけるドローンの活用
 - ・ 令和4年度からドローンも消防団設備整備費補助金の対象とするとともに、**令和5年度から「消防団災害対応高度化推進事業」を実施**する。
 - ・ 市町村においては、こうした事業を活用し、**消防団におけるドローンの導入を検討するとともに、導入した消防団における操縦技能の習得を進める**こと。
- ⑤ 消防団の装備等の充実
 - ・ 消防団の所有する**資機材について、点検整備及び取扱訓練を徹底**すること。
 - ・ 救助用資機材等を搭載した多機能消防車の無償貸付事業等を活用し、**災害対応能力の向上に向けた教育訓練を実施**すること。
 - ・ 準中型自動車免許の取得助成など、**消防団員の活動環境の整備に努める**こと。19

- 年々消防団員が減少し、平成30年以降、前年比1万人以上の減少が続いているが、特に令和4年には、初めて80万人を下回る危機的な状況となっている。
- こうした状況を踏まえ、令和4年度までは年度末に集中して行っていた消防団員の入団促進広報を通年化し、年間を通して、効率的な広報事業を実施する。【R4予算額:0.7億円⇒R5予算額:1.4億円】

(参考) 事業のイメージ

【GW・夏休み期間などの長期休暇期間】

- ・ ショッピングモール等の人が集まる場所で、消防団や少年消防クラブの入団促進に関するイベントを実施



【入団促進イベントのイメージ】

【年度末ごろ】

- ・ 新年度から新生活を迎える大学新入生、新社会人に向け、特に目につきやすい広報活動を重点的に実施



【R3電車内モニター広告】



【R4記者会見イベント】

【通年実施】

- ・ 動画、ポスター等の広報資材を作成し、掲示(Web、YouTube、駅等)
- ・ 地方公共団体へも広報資材を配布し、各地域の公共施設等に掲示



R4加入促進動画(YouTube)



消防団員の入団促進用ポスター(R4)

- 社会環境の変化に対応した消防団運営等の普及・促進に向け、様々な分野の事業を支援し、地方公共団体の創意工夫に満ちた取組を促す。
- 各取組をモデル事業として、全国へ横展開を図る。【R4予算額:2.5億円⇒R5予算額:3.5億円】

消防団の力向上モデル事業の例

- 企業・大学等と連携した消防団加入促進

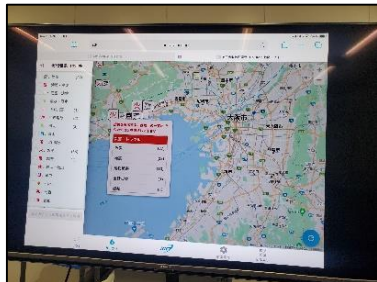


プロスポーツチームと
連携した加入促進



大学祭での加入促進

- 消防団DXの推進



消防団アプリの導入



車両動態表示装置の
導入

全額国費（1事業上限額増額：200万円⇒500万円）

- 災害現場で役立つ訓練の普及



資機材
取扱訓練



山火事
想定訓練

- 子供連れでも活動できる消防団の環境づくり



子連れ
巡回活動



子供連れでの
広報活動

- 免許等取得環境の整備



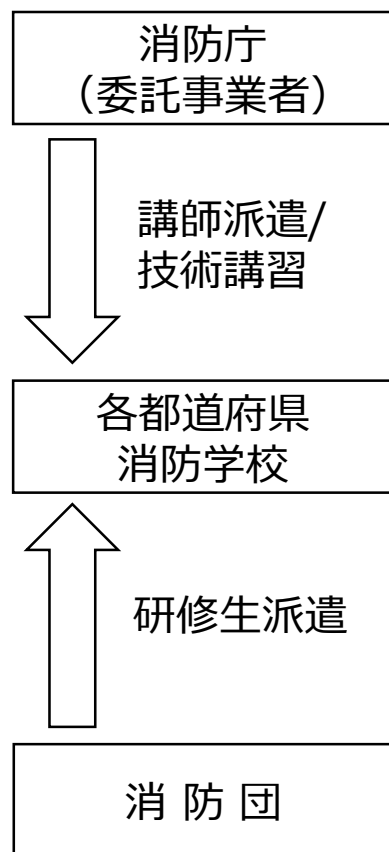
準中型免許等の
取得環境整備



ドローン操縦
技能習得支援

- 近年、災害が激甚化、多様化、頻発化している中において、消防団の災害対応能力の向上、特に消防団の地域密着性という特性から、情報収集能力の向上が求められており、ドローンの活用が急務となっている。
- 他方で、現状、消防団活動において、ドローン等を活用する機会が少なく、ドローンの操縦技術を習得している、又は他の団員に指導できる団員が少ない状況となっている。
- そこで、消防庁において、全国の消防学校で団員に対するドローンの操縦講習及びドローンから伝達された映像情報を元にした災害対応講習を実施し、消防団の災害対応能力の高度化を図る。

【事業スキーム】



【講習のイメージ】

操縦講習（初級）



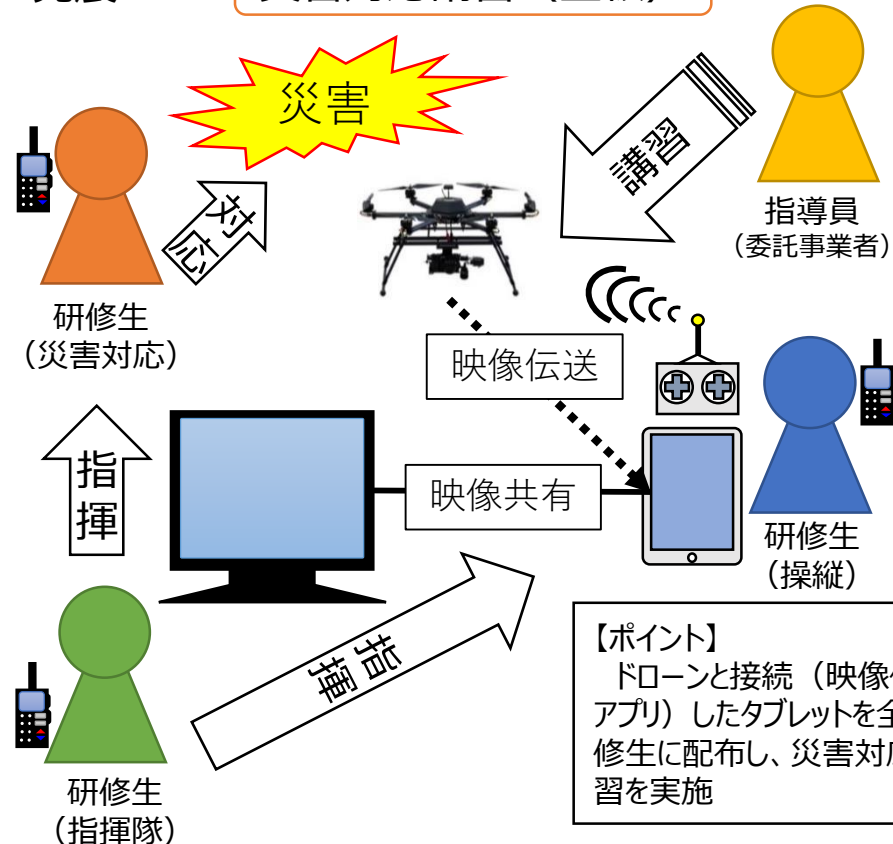
【ポイント】

全研修生が実機に触れてのドローン操縦講習を実施

⇒全員が実務的な技術を習得

発展

災害対応講習（上級）



【ポイント】

ドローンと接続（映像伝送アプリ）したタブレットを全研修生に配布し、災害対応講習を実施

4 住民防災関係

自主防災組織

1 自主防災組織の現況(令和4年4月1日現在)

組織数 166,833団体 人員 45,392,203人

- 地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成し、自発的な防災活動を行っている組織
- 主に町内会・自治会等の規模で、地域に住んでいる住民により、設置・運営
- 大規模災害時に行政機関による公助が困難な場合、自助・共助の機能を発揮

2 活動内容例

(1) 平常時

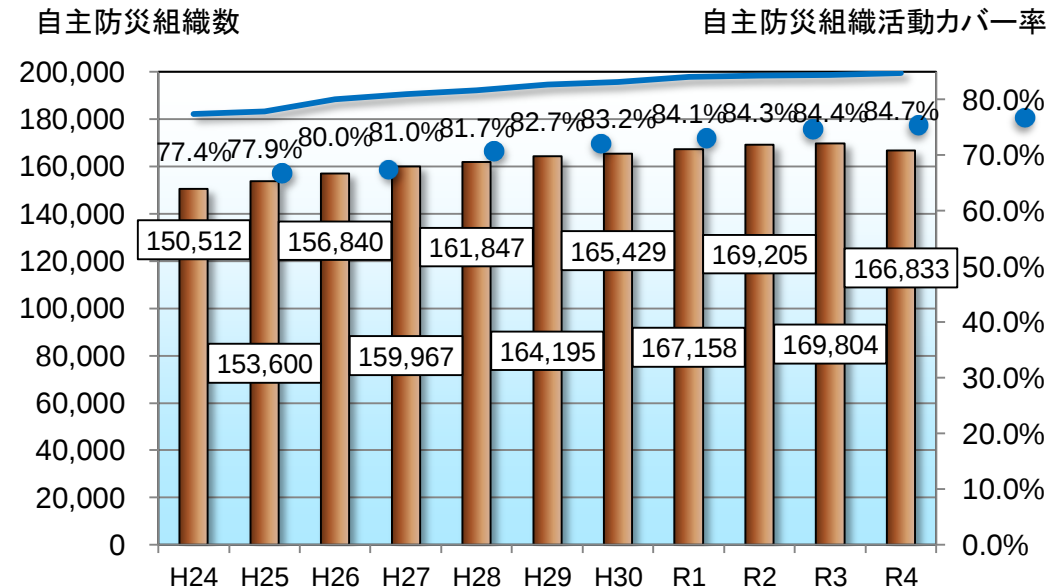
- ・防災知識の普及
- ・地域の災害危険箇所の把握
- ・防災訓練の実施
- ・火気使用設備器具等の点検
- ・防災資機材の備蓄と整理、点検

(2) 災害発生時

- ・災害情報の収集、住民への迅速な伝達
- ・出火防止と初期消火
- ・避難誘導
- ・被災住民の救出、救護
- ・給食、給水

3 推移

(各年4月1日現在)



自主防災組織活動カバー率＝自主防災組織の組織されている地域の世帯数÷管内全世帯数

自主防災組織に関する主な取組

① 自主防災組織の結成を促進するための取組

「自主防災組織の手引」(昭和48年～)

自主防災組織の必要性、組織の結成・運営体制の整備、求められる活動内容、活性化の方策等をまとめた手引を、全都道府県・市区町村へ配付、消防庁HP上で公開。数度の改訂を行い最新版は平成29年発行。

② 自主防災組織等の育成担当者等が、基礎知識を身につけ、能力向上を図るための取組

消防大学校による研修 自主防災組織育成コース(平成16年～)

自主防災組織等の育成担当者を対象に、その業務に必要な知識及び能力の向上を目指す年1回・1週間の育成コース、年2回・2日間の短期コースを開催

防災・危機管理 e-カレッジ(平成16年～)

住民や消防職員等の対象者に合わせ、防災知識を体系的に学習できるWEBコンテンツ。消防庁HP掲載。

③ 自主防災組織等の活動の普及を図るための取組

防災まちづくり大賞(平成8年～)

自主防災組織などの地域の組織が行っている防災に関する優れた取組を表彰し、広く全国に周知・啓発することにより、災害に強い安全なまちづくりを目指す。阪神・淡路大震災を契機に創設。

災害伝承プロジェクト(平成25年～)

東日本大震災等の被災地で活動した方々等を全国の防災講演会等の語り部として派遣。被災経験談を教訓として全国に広め、市町村の災害対応力の強化や地域住民の防災意識の向上に寄与。

④ 自主防災組織等の活動の活性化に向けて

自主防災組織等活性化推進事業(令和5年～)

「自主防災組織等の立ち上げ支援・担い手確保」や「防災教育・啓発事業」等の地方公共団体が行う自主防災組織等を活性化するための施策を国費により支援し、地域防災力の向上を図る。また、支援する事業については、全国に横展開を図る。

自主防災組織等のリーダー育成支援事業(令和2年～)

「教育・訓練カリキュラム」、「研修プログラム例」及び「研修教材」を有効に活用していくための研修会を地方公共団体の自主防災組織等の担当者向けに実施。併せて、この研修会を受講した地方公共団体の担当者や自主防災組織のリーダー等(アドバイザー)が自主防災組織の構成員等向けに実施する研修会に講師を派遣するなどの支援。

⑤ その他

地域防災力充実強化大会(平成27年～)

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の趣旨に則り、地域防災力を向上させるためには、消防機関や行政はもちろんのこと、新たな担い手として期待される女性や若者などをはじめとした地域住民、事業者、医療、福祉、教育など、界層の連携・協力が不可欠であり、地域住民一人一人が、防災についての理解を深めることが重要である。これらの思想を広く国民運動に発展させるために、「地域防災力充実強化大会」を開催しています。

消防団員・自主防災組織員による防災教育

幼少期から防災意識を高めてもらうとともに、児童生徒等が将来の地域防災力の担い手となるよう、小中学校・高等学校等において、消防団員・自主防災組織員が講演や防災訓練等の体験的・実践的な防災教育を実施する経費に、地方交付税措置。

- 近年、**災害が多発化、激甚化している中**、地域の安全・安心を十分に確保していくためには、常備消防や消防団のみならず、**自主防災組織等の活性化が不可欠**となっている。
- また、自主防災組織の活性化は、**幼少期から若年層に防災意識が醸成され、未来の消防団の担い手育成に繋がる**など、地域防災力の充実強化のための副次的な効果も期待される。
- そこで、地方公共団体が行う自主防災組織等を活性化するための施策を国費により強力に推進する「**自主防災組織等活性化推進事業**」を実施し、**地域全体の防災力の向上**を目指す。また、国費により支援する事業については、全国に横展開を図る。

自主防災組織等活性化推進事業のイメージ

全額国費（1事業200万円まで）

○ 自主防災組織等の立ち上げ支援・担い手確保



自主防災組織の立ち上げ支援



少年消防クラブの立ち上げ支援

○ 防災教育・啓発事業



災害等体験学習



先進事例研修

○ 災害対応訓練・計画策定



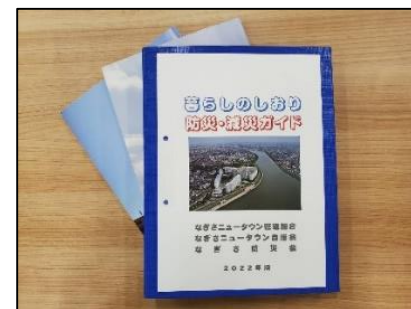
避難訓練



避難所運営訓練



応急手訓練



地域の防災計画策定

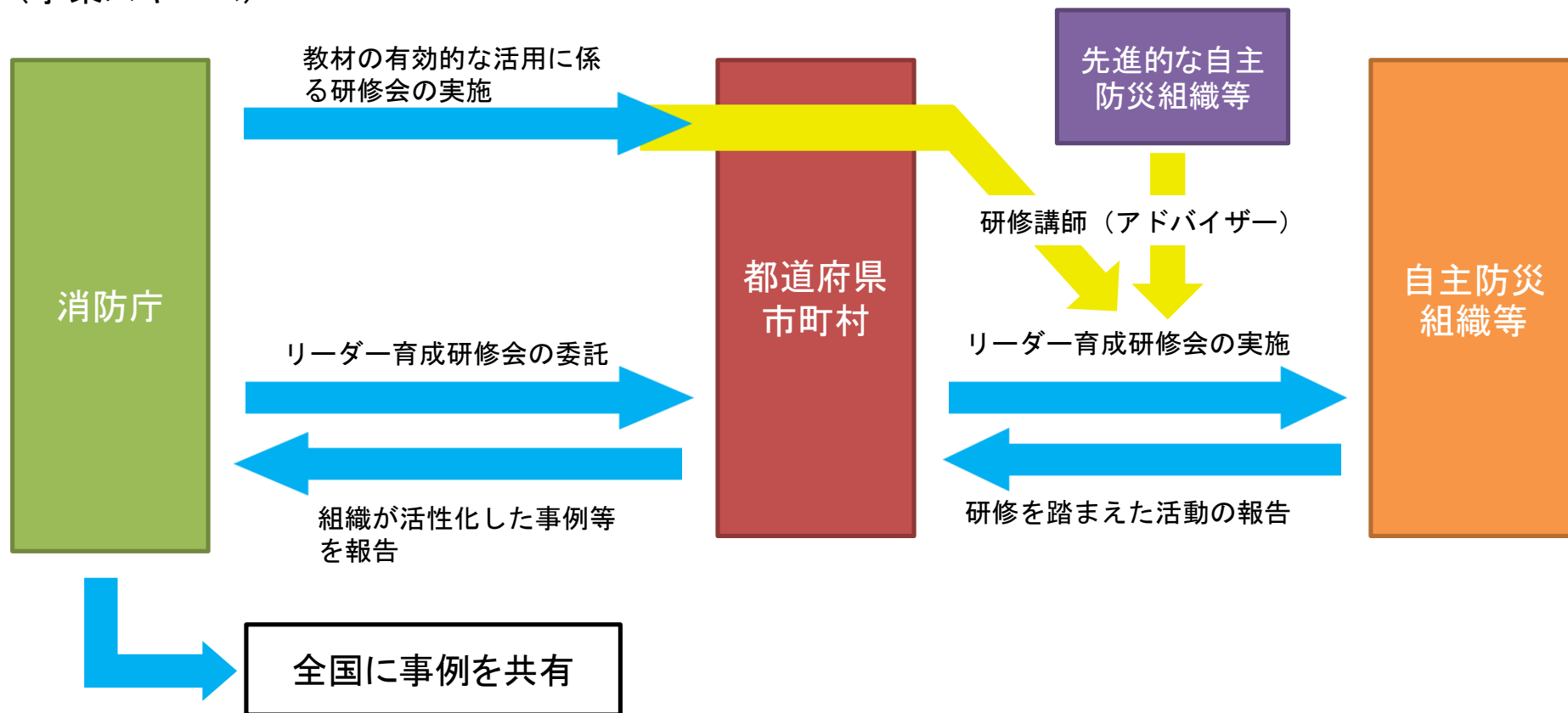
自主防災組織等のリーダー育成支援事業

【趣旨及び事業内容】

令和元年度の「自主防災組織等の地域防災の人材育成に関する検討会」において作成した自主防災組織のリーダー育成に係る教材の有効的な活用に係る研修会を、都道府県又は市町村の自主防災組織等の担当者向けに実施する。

また、上記研修会を受講した地方公共団体の担当者や自主防災組織のリーダー等（アドバイザー）が実施する「リーダー育成研修会」を実施し、その成果を広く全国に周知する。

（事業スキーム）



女性防火クラブの現状

1 女性防火クラブの現況(令和4年4月1日現在)

組織数 6,966クラブ 人員 1,052,518人

- 昭和37年4月6日付消防庁長官通知において、民間防火組織の結成とその育成必要性が示されたことを契機に全国で結成
- 地域の実情や特性を活かした防火・防災活動、高齢化社会の到来に伴う福祉活動を実施

2 活動内容例

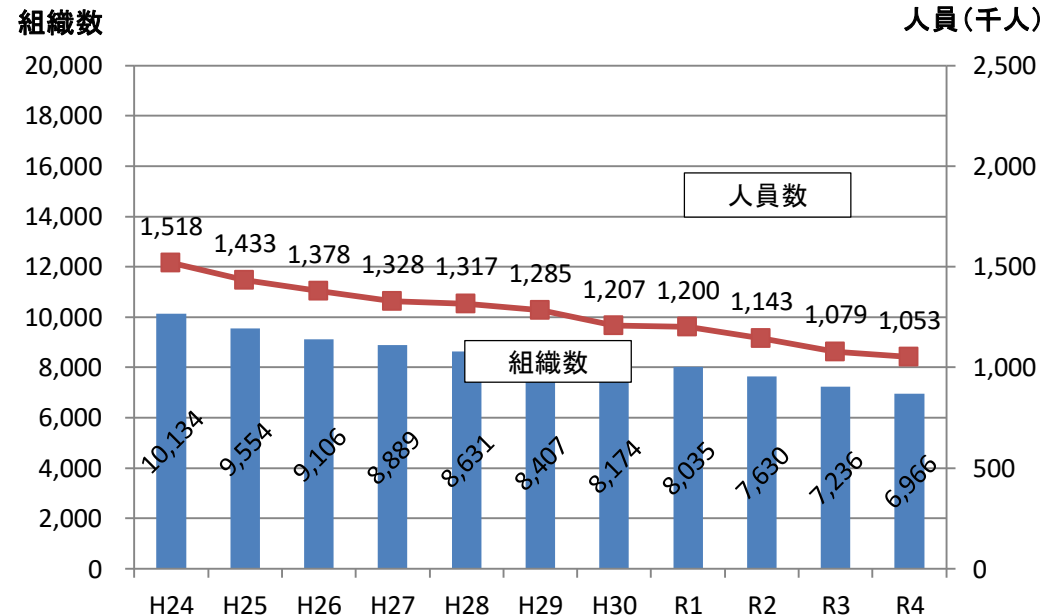
(1) 平常時

- ・火災予防知識や防災製品の普及啓発
- ・応急救護訓練
- ・住宅用火災警報器の設置推進
- ・消火訓練、消火器取扱訓練
- ・家具転倒防止に関する知識の普及啓発
- ・災害弱者宅への家庭訪問による防災点検 等

(2) 災害発生時

- ・災害情報の収集、住民への迅速な伝達
- ・避難誘導
- ・避難所における炊き出し支援 等

3 推移



少年消防クラブ

1 少年消防クラブの現況(令和4年5月1日現在)

組織数 4,150クラブ 人員 388,512人

○昭和25年12月1日付国家消防庁管理局長通知により、少年に火災予防思想を教養指導する方法として、10歳以上15歳未満の少年(少女を含む)により編成

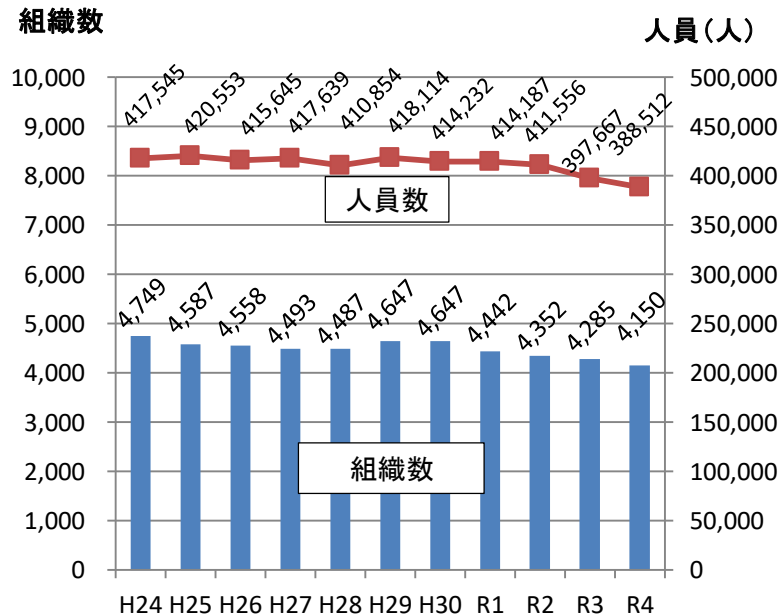
○平成20年11月21日付消防庁国民保護・防災部防災課長通知により、対象年齢を18歳まで引き上げる等の対応を要請

2 活動内容

- ・防災訓練等への参加、消防訓練(実技)
- ・防火、防災知識の普及(講義)
- ・行事・コンクールへの参加
- ・学校内の安全点検
- ・防災マップ作り 等



3 推移



4 広報

少年消防クラブの認知向上及び加入促進を目的とした各種広報を実施。

(広報動画撮影の様子)
新日本プロレスのレスラーと浦安少年消防団との大綱引き
※ R4年7月よりYouTubeで動画公開

